

相互開示に関する契約

本相互開示に関する契約（以下「本契約」という。）は、インフォマティカ・ジャパン株式会社（以下「甲」という。）と XXXX（以下「乙」という。）との間で本契約の末尾に記載された日付（のいずれか遅い方）をもって締結された。

1. **目的** 甲及び乙は、取引関係の構築を望んでいるが、それに伴い、各当事者が一定の機密情報を相手方に開示することがある。甲及び乙は、相手方が他方当事者の機密情報の機密を保持し、また当該取引関係の評価を行う目的に限ってのみ機密情報を使用することに相手方が同意することを希望している。以下、機密情報を開示する側の当事者を「開示当事者」といい、機密情報を受領する側の当事者を「受領当事者」という。甲の親会社、関連会社、または子会社によって開示される機密情報についても、本契約の対象となるものとする。

2. **機密情報** 機密情報とは、開示の際に開示当事者によって機密情報である旨の指定のなされた開示当事者の一切の情報、技術データ及びノウハウを意味するものとし、これには、コンピュータ・ソフトウェア用のプログラム若しくは文書、仕様書、ソース・コード、オブジェクト・コード、調査、発明、工程、設計、図面、工学技術、製品、サービス、顧客、市場、個人情報又は財務に関連する情報、技術的データ又はノウハウも含まれる（これらに限定されるものではない）。機密情報は、実務的に可能な限り、「機密」と記された文書又は有体物の形で開示されるものとする。文書によらず口頭または目視により開示がなされた場合には、開示当事者は、当該情報が機密であり本契約の保護の対象であることを、開示が行われた時から 30 日以内に書面をもって確認する権利を有し、又は受領当事者から要求があった場合には、上記の確認を行う義務を負うものとする。機密情報には、以下の情報、技術的データ又はノウハウは含まれないものとする。(i) 受領当事者が、開示当事者から受領するより前から所有していたことを立証することができる場合、(ii) 公知の情報、または受領当事者が開示当事者に対して負う義務に違反することなく、公知となった場合（ただし個人情報についてはこの限りではない。）、(iii) 当該情報を開示する権利を有する第三者から受領当事者に対し、開示制限なしに開示された場合、又は(iv) 受領当事者が、開示当事者の機密情報に依拠することなく、独自に開発したことを立証できる場合。

3. **禁止事項** 受領当事者は、自らの機密情報を保護する場合と同程度の注意をもって開示当事者の機密情報を取り扱うものとするが、この注意の程度は合理的な注意の程度を下回るものであってはならない。受領当事者は、機密情報を知る必要のある自社の従業員、代理人及び受託者に対してのみ機密情報を開示することができるものとするが、当該従業員、代理人または受託者は、本契約の条項と実質的に同内容の書面による機密保持義務を負うことを条件とする。受領当事者が、裁判所又はその他の政府機関の命令に従って止むを得ず機密情報を開示する場合には、受領当事者は当該開示につき、開示当事者に対して合理的期間をおいた書面による事前の通知を行い、かつ開示当事者が秘密保護手続又は同様の保護を得るために協力を行うものとする。本契約に基づく受領当事者の義務は、本契約の発効に先立って開示当事者が受領当事者に対して開示した機密情報にも適用されるものとする。各々の機密情報に関連する本契約上の受領当事者の義務は、受領当事者が当該情報を受領した時から 5 年間存続するものとする。但し、ソース・コード及び個人情報の場合は無期限に存続するものとする。

本契約の当事者はいずれも、第三者の専有情報又は営業秘密並びに第三者の保有にかかる個人情報を相手方に対して開示したり、自ら使用し又は相手方による使用を誘発してはならないものとする。各当事者は更に、第三者に帰属する未公表の文書、個人情報又は専有情報については、当該第三者が書面をもって承諾しない限り、相手方の敷地内に持ち込まないことに同意する。

受領当事者はリバース・エンジニア、逆コンパイル、分解又はその他の方法により、本契約に従って開示されたソフトウェアのソース・コードを引き出そうとはしないものとする。

4. **機密資料の返還** 受領当事者は、開示当事者の書面による要請があった場合には、機密情報を含んだ有形の資料及びこれらの相互開示に関する契約 - 日本 11.06

コピー又は複製物を 10 日以内に開示当事者に対して返還するものとする。

5. **救済措置** 受領当事者は、機密情報が不正に使用され又は悪用されていることを知った場合には、開示当事者に対して書面をもって通知することに同意し、また、当該情報の占有を回復し、更なる不正使用を防ぐために開示当事者に協力することに同意する。受領当事者は、その取締役、役員、従業員又は代理人による本契約の違反について、責任を負うものとする。受領当事者は、金銭的な損害賠償は機密情報の不正開示に対する十分な救済とはならないことを承認し、開示当事者に、管轄権を有する裁判所が妥当と判断する差止命令または保全処分による救済を、他の権利又は救済措置を放棄することなく、また保証金を預託せずに求める権利があることを承認する。

6. **権利付与の不存在** あらゆる機密情報及び機密情報を含む有形の資料は、開示当事者の財産として留保されるものとする。本契約のいずれの条項も、開示当事者の特許、営業秘密又は著作権に基づく何らかの権利を受領当事者に対して付与することを意図するものではなく、また検討中の取引関係を開示当事者との間で結ぶか否かを判断する目的のためにのみ機密情報を閲覧する限定的な権利以外には、機密情報についてのいかなる権利も本契約によって受領当事者に対して付与されるものではない。**機密情報は全て、その種類の如何を問わず、明示又は黙示の保証（市場性又は特定目的への適合性に関する黙示の保証を含む。）が付されることなく現状有姿で受領当事者に対して提供されるものである。**

7. **一般条項** 本契約は、権限を有する各当事者の代表者が記名捺印又は署名した書面以外の方法では変更することはできない。本契約の条項は全て、本契約の両当事者及びその包括承継人及び譲受人に対して拘束力を有し、上記の者の利益のために効力を生ずるものとする。但し、いずれの当事者も、相手方の書面による事前の承諾（かかる承諾は不当に保留されてはならないものとする。）を得ずに、本契約上の権利を譲渡又はその他の方法により移転すること（法律の効果によるものであるかその他によるものであるかを問わない。）はできないものとする。本契約は、抵触法に関する定めにはかかわりなく、日本国の法律に準拠する。本契約の規定を実行するために法的措置、訴訟手続又は仲裁が提起された場合には、当該法的措置、訴訟又は仲裁において勝訴した側の当事者は、上記に関連して被った合理的な金額の弁護士報酬及び費用の払戻を受けることができるものとする。本契約は、本契約の対象事項に関して両当事者間でなされた合意の全てを構成するものであり、従前又は本契約と同時になされた両当事者間の合意に優先する。

本契約の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙各自、記名捺印又は署名の上、各 1 通を保管する。

甲：
東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー26 階
インフォマティカ・ジャパン株式会社

代表取締役社長 吉田 浩生

甲捺印日：2016 年 月 日

乙：

乙捺印日：2016 年 月 日